

## 比較説明・推奨販売方針

当社は、以下のとおり比較説明・推奨販売方針を定め、これに基づき適正に保険募集を行います。

### 【当社の比較説明・推奨販売ルール】

#### 1. 推奨方針

当社は、所属している「あいおいニッセイ同和損害保険会社」及び「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」の商品をお薦めします。

また、第三分野（医療・がん・介護保険）及び第一分野（死亡保険）については、一律に三井住友海上あいおい生命保険株式会社の商品をお薦めするものとします。

なお、契約が新規・更改の保険募集に関わらず、上記の選定に限定した販売を行います。

#### 2. お客様の誤認防止

当社は、当社が「保険会社とお客様との間で中立である」とお客様に誤解されないように「公平・中立」との表示・説明は行いません。

#### 3. 高齢のお客様に対する保険募集について

当社は、申込日時点の契約者年齢が70歳以上の個人契約のお客様について、新規個人契約のお引き受けはいたしておりません。

ただし、満期継続契約及び自動継続契約については除くものとする。

なお、満期継続契約及び自動継続契約については、お客様のご親族の名前と連絡先をお聞きのうえ管理させていただきます。

#### 4. 当社の立場・権限について

当社は、保険会社から委託を受けてお客様と保険会社の保険契約の代理・媒介を行う立場です。

当社の損害保険募集人は、お客様と申込先保険会社の損害保険契約の媒介、または締結の代理権を有しています。

当社の生命保険募集人は、お客様と申込先保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。

また、生命保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社及び生命保険会社が指定した医師だけが有しております。生命保険募集人に口頭でお話しいただいても告知した事にはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。なお、保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立します。

なお、当社の取扱い保険商品の中には告知受領権を有する商品もあります。お客様に告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。